

佐賀県公示（会第3654号）

取引店及び緊急支払店の指定（平成28年3月31日会第4112号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
1 略			1 略		
2 緊急支払店			2 緊急支払店		
名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及び事業所等の名称	名称	位置	緊急支払店が緊急支払を行うかい及び事業所等の名称
略			略		
〃 水ヶ江支店	〃 本庄町	農業試験研究センター 佐賀東高等学校	〃 水ヶ江支店	〃 本庄町	農業試験研究センター 佐賀東高等学校 <u>佐賀南警察署</u>
略			略		
〃 神野町支店	〃 神野東二丁目	佐賀県税事務所 佐賀中部保健福祉事務所 佐賀中部農林事務所 東部教育事務所 佐賀商業高等学校 <u>佐賀警察署</u>	〃 神野町支店	〃 神野東二丁目	佐賀県税事務所 佐賀中部保健福祉事務所 佐賀中部農林事務所 東部教育事務所 佐賀商業高等学校 <u>佐賀北警察署</u>
略			略		
〃 水ヶ江支店犬井道出張所	略		〃 水ヶ江支店犬井道出張所	略	
<u>〃 諸富支店</u>	<u>〃 諸富町</u>	<u>諸富警察署</u>	〃 神埼支店	略	
〃 神埼支店	略		略		
略					